

別冊 2 水力発電設備に係る点検・調査結果

平成 19 年 3 月 30 日

電源開発株式会社

目 次

1 . 点検・調査体制	1
2 . 点検・調査方法、対象等	3
2 . 1 手続きの不備に関する点検・調査	3
2 . 2 データの不適切な取扱いに関する点検・調査	3
2 . 3 当社社員等へのアンケート及び聴き取り調査	4
2 . 4 法令違反等の有無の判断基準	4
2 . 5 法令違反事案の評価区分	4
3 . 点検・調査結果	5
3 . 1 法令違反等の事案	5
3 . 2 各事案の詳細	6
4 . 原因究明	7
5 . 再発防止策	8

1. 点検・調査体制

平成 18 年 11 月 21 日付け文書をもって経済産業省より指示を受けた「水力発電設備に係る調査について」(経済産業省原第 5 号)の指示に基づき、当該設備に係る調査を実施したところ、電気事業法に係る定期報告におけるデータの不適切な取扱い並びに電気事業法上必要な工事計画の届出・認可申請に遺漏があったことが判明したことから、当社は平成 18 年 12 月 20 日にその旨の報告を行った。

これに対し、平成 18 年 12 月 21 日付け文書をもって経済産業省より「水力発電設備のデータ改ざん等への対応について」(経済産業省原第 12 号)において、速やかに法令違反の状態を是正するための所要の対応をとること、並びに同日付け「電気事業法第 106 条第 3 項の規定に基づく報告の徴収について」(経済産業省原第 12 号)において、事実関係、根本的な原因究明及び再発防止策について、平成 19 年 1 月 24 日までに報告するよう指示がなされた。

一方、平成 18 年 11 月 30 日付け文書をもって経済産業省より「発電設備に係る点検について」(経済産業省原第 1 号)が発出された趣旨を踏まえ、当社は、社長を委員長とする全社コンプライアンス委員会(常設)の下に設置した「河川法、電気事業法に係るコンプライアンス対策部会」(後に「水力部門 点検・調査対策部会」に改称、以下「水力部会」という)において、当社が保有する全ての水力発電設備について関係法令等に係る不適切な取扱いがなかったのかを徹底して洗い出し、発電設備に係るデータ改ざん、必要手続きの不備その他の同様な問題がないか点検・調査を行い、確認された問題について再発防止策の策定及び報告書の取りまとめを行った。

なお、水力部会の下に総務部門、法務部門、設備管理部門の社員にて構成した作業チーム(「点検・調査チーム」と「アンケート対応チーム」から成る)を設置し、詳細な調査を進めるとともに、調査結果、原因究明、再発防止策、安全性評価等の妥当性について、社外専門家の評価、アドバイスを受けながら取りまとめを行った。また、各支店で行われた点検・調査については、各支店に設置している支店長を委員長とする機関別コンプライアンス委員会(常設)のもとで実施された。

水力部会、機関別コンプライアンス委員会の構成員を表 1-1 に、機関別コンプライアンス委員会設置組織を表 1-2 にそれぞれ示す。

表 1-1 水力部門 点検・調査対策部会、機関別コンプライアンス委員会の構成員

1-1-1： 水力部門 点検・調査対策部会

部会長： 沢部副社長

副部会長： 前田常務取締役

メンバー： 小杉常務執行役員、水力・送変電部長、水力エンジニアリング部長、
設備運用部長、総務部長、業務監査部長ほか

アドバイザー： 岩田合同法律事務所 吉原朋成弁護士、同 上田淳史弁護士、
同 沖田美恵子弁護士、同 溝口貴之弁護士

東京工業大学大学院 大町達夫教授

事務局： 業務監査部、水力・送変電部

1-1-2： 部会作業チーム（点検・調査チーム）

総括リーダー： 水力・送変電部業務グループリーダー

サブリーダー： 水力・送変電部電気グループリーダー、土木グループリーダー

メンバー： 水力・送変電部各グループ課長クラス 3名、

IT通信室課長クラス 1名、立地室課長クラス 1名、

総務部課長クラス 1名

他支店課長クラス 2名

弁護士 1名

1-1-2： 部会作業チーム（アンケート対応チーム）

リーダー： 水力・送変電部計画グループリーダー

サブリーダー： 水力・送変電部計画グループ課長

メンバー： 水力・送変電部業務グループメンバー、計画グループメンバー各 1名、
総務部総務グループリーダー

1-1-3： 支店コンプライアンス委員会

委員長： 支店長

メンバー： 各支店長代理、

企画・管理グループリーダー、電気グループリーダー、

土木グループリーダー

表 1-2 機関別コンプライアンス委員会設置組織

北海道支店（北海道札幌市）
東日本支店（埼玉県川越市）
中部支店（愛知県春日井市）
西日本支店（大阪府大阪市）

2. 点検・調査方法、対象等

本点検・調査については、次の基本的な考えに基づいて実施した。

点検・調査対象は、当社が保有する全ての水力発電設備とする。(全59水力発電所)。
点検・調査項目に関する、社内規程に定める文書保存年限内の資料は全て対象とする。
ただし、現存している資料については、保存年限を超過したものであっても、可能な限り広範囲に確認を行う。

書類審査は、許認可申請書、届出書、工事記録、完成図書、回議書、工事履歴、図面等の書面による調査と共に、必要に応じ現地等の確認調査を行う。

上記調査を補完するため、当社社員及び関係会社社員への「アンケート調査」により、不適切な事案の有無を可能な限り過去に遡って調査することで全体を網羅する。
不適切な事案が発見された場合には、「聴き取り調査」により事実関係の確認と原因の究明を行う。また、あわせて発電設備の保安が損なわれていないかの調査も行う。

2.1 手続きの不備に関する点検・調査

点検・調査対象

文書保存年限内の全ての工事を対象に、電気事業法の定めによる事業用電気工作物の設置、変更に関する届出（認可）が適正に行われているかを確認した。

点検・調査方法

各支店は管下機関を統括して該当する全ての工事を対象に、届出（認可）が適正に行われているかについて、施行回議書、工事履歴、過去の工事仕様書等の関連資料により届出（認可）漏れがないか確認した。

2.2 データの不適切な取扱いに関する点検・調査

点検・調査対象

文書保存年限内の使用前自主検査、使用前検査及び立入検査の検査記録並びに定期報告における記録作成が適正に行われているかを確認した。

点検・調査方法

各支店は管下機関を統括して、使用前自主検査の検査記録については、申請書の内容と実際に設置された設備が一致することや技術基準への適合について、設備台帳や試験記録等をもとに確認した。

使用前検査の検査記録については、認可申請書・届出書から、最終の検査記録（官庁報告書）として記載するまでの過程において、計測データ及び記載データ等の相違等、データの不適切な取扱いの有無について確認した。

立入検査の検査記録については、立入検査時に提出又は提示した資料について、記載事項におけるデータの不適切な取扱いの有無について確認した。

定期報告の記録については、電気関係報告規則第 2 条に規定する定期報告のうち「貯水池及び調整池堆砂状況報告」および「ダム漏水状況報告」の記載データの不適切な取扱いの有無について確認した。

2.3 当社社員等へのアンケート及び聴き取り調査

点検・調査対象

当社グループ全従業員（当社及び主要子会社 7 社の全社員、並びにパート、派遣契約、業務委託契約、請負契約等に基づき当社の事業所内に常駐して業務に従事する者全員）に対してアンケート及び聴き取り調査を実施した。

点検・調査方法

不適切な事案の有無についてアンケート調査を実施した。

アンケートは、プライバシー保護、不利益・報復を防止する観点から「コンプライアンス相談窓口（既設）」が回収し、内容確認を行った。

不適切な事案が確認された場合には、「コンプライアンス相談窓口」の指示を受けて、「アンケート対応チーム」が「点検・調査チーム」を指揮して詳細な事実関係の確認・究明を図った。

2.4 法令違反等の有無の判断基準

法令違反等の有無の判断に当たって判断に迷うものについては、個別案件ごとに弁護士の見解を得てこれに従った。

なお、法令違反が確認された事案のうち、事実又は記録数値の改変であって、改変理由を合理的に説明することができず、かつ法令違反を隠蔽する意図があり又はその意図が推測される場合を「データの改ざん」、それ以外の場合を「データの不適切な取扱い」とした。

2.5 法令違反事案の評価区分

当社では、データの不適切な取扱い、必要な法的手続きの不備その他の法令違反があったと判断した事案について、設備の保安維持・外部環境への影響の観点から次に示す区分により評価した。

なお、この評価区分いずれであってもコンプライアンス上の問題を含み、また社

会的責任を免れるものではない。

表 2-5-1 評価区分

評価区分	内 容
A	法令（環境保全協定・公害防止協定含む）違反が行われており、かつ設備の保安維持・外部環境に重大な影響のあるもの
B	法令（同上）違反が行われているが、設備の保安維持・外部環境への影響が小さなもの
C	法令（同上）違反が広範囲又は継続的に行われているが、設備の保安維持・外部環境への影響に問題はないもの
D	法令（同上）違反が行われているが、設備の保安維持・外部環境への影響に問題はないもの
その他	コンプライアンスの観点から問題のある可能性があるもの

3. 点検・調査結果

3.1 法令違反等の事案

点検・調査の結果、データの不適切な取扱い、必要な法的手続きの不備その他の法令違反等が下表のとおり確認された。

いずれの事案も設備安全上の問題はなく、外部環境への影響に問題はない。

使用前自主検査、使用前検査、立入検査の検査資料について、データ改ざん等は確認されなかった。

表 3-1-1 調査結果

種 類	評価区分	事案数
既報告分	-	23 発電所 3 事案
今回報告分	-	9 発電所 3 事案
合 計	A	なし
	B	なし
	C	2 事案
	D	4 事案
	その他	なし
		29 発電所 6 事案

3.2 各事案の詳細

電気事業法に関する事案

	事 案 件 名	評価	備 考
	[既報告]届出・認可申請不備（1事案、13発電所）	D	平成18年12月20日 経産省報告・公表済 （別添1参照）
	[既報告]貯水池及び調整池堆砂状況報告におけるデータの不適切な取扱い（1事案、12発電所）	C	平成18年12月20日 経産省報告・公表済 （別添2参照）
	[既報告]貯水池及び調整池堆砂状況報告におけるデータの不適切な取扱い（田子倉発電所）	C	平成19年1月24日 経産省報告・公表済 （別添3参照）
	[既報告]ダム漏水状況報告におけるダム水位データの不適切な取扱い（大黒谷ダム）	C	平成19年1月24日 経産省報告・公表済 （別添4参照）

河川法に関する事案

	事 案 件 名	備 考
	河川法第26条他許可申請不備（41発電所）および水利使用規則に基づく報告におけるデータの不適切な取扱い（9発電所）	平成18年12月20日 国交省報告・公表済 （別添5参照）
	水利使用規則に基づく報告におけるデータの不適切な取扱い（4発電所）	平成19年1月24日 国交省報告・公表済 （別添6参照）
	各種観測機器などにおける取水量等の観測・記録の適正性を阻害するような措置に関する調査（58発電所）および河川法第23条又は同条に基づく許可に係る条件の違反に関する調査	平成19年3月14日 国交省報告・公表済 （別添7参照）

その他の法令違反等

	事 案 件 名	評価	備 考
	消防法の届出不備（1事案）	D	（別添8参照）
	工事廃材の不適切な処理（1事案）	D	
	社内規程（保安規程）の記録の不適切な処理（1事案）	D	

4. 原因究明

調査結果を踏まえ、関係者等への聴き取りを行い抽出された問題点を整理した結果、原因は以下のとおり集約された。

申請手続きの不備

申請等の要否、内容についてチェックする仕組みが不十分であるとともに、工事実施箇所が独自で判断し、都合のよい解釈をしていたこと。

電気事業法等関係法令を十分理解せずに業務を遂行していたこと。

経済産業省等関係官庁に対し申請等の要否について確認を怠ったこと。

定期報告等における不適切なデータ修整

法令遵守の意識が不十分

当社は、平成 10 年 9 月に「企業理念」、平成 13 年 1 月に「企業行動規範」を制定し、平成 15 年 4 月には「コンプライアンス行動指針」を制定し、役員をはじめ社員ひとりひとりが法令や社内規程に定められたことを守り、社会常識に則った行動を心がけてきた。しかしながら、電気関係報告規則に定められた定期報告等が適切に行われておらず、法令遵守に対する意識が未だ十分ではなかった。

管理監督体制が不十分

業務引継ぎにあたって引継事項に不足があっても見逃されたり、特定の担当者への任せきりを許す組織となっており、組織として管理監督機能を内部的に働かせることができず、また、上位組織がチェック機能を有効に発揮できていないことが、データ修整の実態を長い間把握、是正できなかった要因のひとつである。

問題を隠そうとする体質

問題を長期にわたって潜伏化させてしまったのは、個人レベルだけでなく組織レベルにおいても問題を隠そうとする体質があり、管理監督体制が不十分であったことと相俟って問題発見・解決の妨げとなった。

5．再発防止策

前項で述べた原因に対し、今後の再発防止に必要な取り組みを以下のとおり策定した。

申請手続きの不備

申請業務のチェック体制の整備

イ) 申請等の要否確認追加・マニュアル化

- ・長期保守計画書に、申請等の要否確認欄を追記し、工事関係者に広く周知する。
- ・予算策定段階から、工事实施箇所と申請実施箇所が当該工事に係る申請等の要否について、遺漏なく調整、確認を行なう。
- ・この旨をマニュアルに追記する。

ロ) 許認可経歴台帳の整備

工事实施に伴う関係法令のチェック表を組み込んだ許認可経歴台帳を整備し、関係官庁と事前確認した事実を記録・保管し、法令を遵守した業務風土の定着を図る。

定期報告等における不適切なデータ修整

定期報告に関するチェック体制

イ) 測定業務における元データ保管の義務付け

測定業務においては、元データの保管（3年）を文書規程にて義務付ける。

ロ) 測定データのチェック体制の充実

発電設備、ダム設備などの重要な測定データに不正が発生しないように、元データと報告書データを複数の社員が比較、確認するとともに、このチェックが機能しているかどうか内部監査にて定期的にチェックする。

ダムの安全性評価体制の強化

- ・ダムに関する重要な測定データを、本店技術主管箇所が定期的にとりまとめ分析評価をすることにより、安全に関する評価体制の強化を図る。

電気事業法等関係法令に関する教育体制の整備

- ・機関長会議、支店長会議、支店長代理会議、所長会議等において、コンプライアンス・技術者倫理の向上・徹底を図る。
- ・社員（グループ社員含む）に対する電気事業法及び関係法令に関する定期的な教育を実施する。（毎年定例的に開催する保安についてのコンプライアンス研修、ダム研修センターでのカリキュラムへの電気事業法及び関係法令（特に許認可関係）に関する研修の組み込み等）
- ・本店技術主管箇所は管理主任技術者、管理担当者（グループ会社含む）を対象として、ダムの専門技術者によるダムの安全性管理に関する再教育を実施する。
- ・本店などで行われる技術検討会等の中で、最近の申請事例について紹介するなど、グループ内での情報共有を図る。

以上